

2022年3月23日

茨城県知事 大井川 和彦 様

日本共産党茨城県委員会

日本共産党茨城県議団

日本共産党茨城県市町村議団

**まん延防止等重点措置の解除を受けて
新型コロナウイルス感染対策の徹底を求める申し入れ(第15次要請)**

新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置について、政府は3月21日、知事
の要請を受けて茨城県の措置を解除しました。本県を含む18都道府県を全面解除するに
あたり、岸田首相は「第6波の出口ははっきり見えてきた」と述べましたが、本県の
感染者数は3月18日に過去最多の1,800人となるなど、減少傾向はみられません。

本県の第6波におけるクラスター発生は500件を超え、そのうち300件以上が保育
園や学校など子どもたちが多くの時間を過ごす場所で起きています。

また、コロナによる死者数は、今年1月～3月22日までで143人(1月5人、2月
63人、3月75人)にのぼり、昨年第5波(8～9月47人)の約3倍で、いまだに増
え続けています。感染者数と死者数の絶対数で過去最悪となったのは、ワクチン3回目接
種の遅れや不十分なPCR検査体制が招いたものであり、国や県の責任をあいまいにする
ことは許されません。

オミクロン株は肺での増殖が少ないため、コロナ肺炎の重症化により人工呼吸器やエク
モ(人工心肺)を装着するケースが少ない半面、基礎疾患の増悪による死亡が多数を占め
ています。「オミクロン株は重症化率が低い」と軽視する傾向に対し、厳重な警戒と感染防
止対策の徹底が引き続き求められます。今後、春休みや新年度を迎えるにあたり、人の移
動や接触が増大することは避けられず、さらなる感染拡大リスクを広げかねません。

よって、以下の対策を行うよう強く申し入れるものです。

【感染防止対策】

1. 県民が適切に感染防止対策を行えるよう、必要な情報や指標(感染の高止まり状況、陽
性者のワクチン接種状況、重症患者や死亡者の基礎疾患状況、クラスター発生・学校や
保育園等での感染状況、直近の検査数と陽性率、BA.2株への対応等)を分かりやすく
発信する。

2. 学校や保育所等で陽性者が確認された場合に幅広い検査を実施するとされたが、学童保育や児童デイ等でも同様に対応する。学校や児童福祉施設等で、教職員や保育士、支援員等に県が責任をもって検査キットを配布し、定期検査を実施する。
3. 地域薬局等で再開した無料検査について、3月31日までの期間を4月以降も延長し、その決定を早めに県民や薬局に周知する。濃厚接触者が希望すれば検査キットを配布できる仕組みをつくる。
4. PCR検査能力(1万1千件/日)をさらに拡充し、これまでのピーク(約1万7千件/日)を超える規模に備える。
5. 保健所の体制強化を応援職員で済ませるのではなく抜本的に職員を増やし、積極的疫学調査の徹底や自宅療養者等への支援を拡充する。とくに、保健所による積極的疫学調査がどの範囲まで行われているのか、どの範囲を濃厚接触者と見なしているのかについて、県民や事業所に分かりやすく周知する。
6. 高齢者や基礎疾患がある人は、入院または宿泊療養とすることを徹底する。
7. 自宅療養者の日々の健康観察を本人任せにせず、近隣医療機関による訪問診療等の体制構築とフォローアップについて市町村との協力を強化する。自宅療養すべき期間(日数等)を分かりやすく伝え、療養解除に対する不安を解消する。
8. ワクチン3回接種の有用性を科学的な知見をもとに発信し、コロナ抗体値が低下している県民への3回目接種を急ぐ。様々な理由でワクチンを接種しない、できない人に差別的扱いがないよう啓発や周知を継続する。とくに、子どもへの接種に対する不安や疑問にこたえる相談支援を強めるとともに、小児科医がいない地域への支援を具体化し、市町村や住民に周知する。
9. 発熱外来診療を行う医療機関のPCR検査について、国は昨年12月に検査料を改定し、1万8千円(もしくは1万3,500円)から7,000円に引き下げた。これにより、医療機関の経営に支障をきたさないよう赤字にならない検査料を国に求める。

【県民生活支援、事業者支援】

10. 飲食店に対する協力金を一日も早く支給する。合わせて、第5波で支給した県独自の「関連事業者支援一時金」を第6波でも速やかに実施する。国の事業復活支援金への県独自上乗せを行う。
11. 生活困窮者のセーフティーネットである生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の特例貸付(初回)や生活困窮者自立支援金を広く県民に周知し、今年6月末までの申請期間に支援が行き届くよう市町村や社会福祉協議会と連携する。

12. コロナの影響で小学校・保育園等が休業した際に保護者の休業を補償する小学校休業等対応助成金が6月末まで延長される予定だが、事業主が休ませたと認めない限り支給されない実態や制度を導入しない事業所が多数ある現状について、国に改善を求める。合わせて、個人申請に対する支援を拡充する。
13. 看護師や福祉・介護職員等の処遇改善について、市町村や事業所の実施状況を適宜把握して改善や支援を行う。10月以降の処遇改善の財源について、患者や利用者の負担増にならないよう国に予算措置を求める。
14. 地震など自然災害等での住民避難に備え、県の「避難所運営マニュアル」を再度市町村に徹底する。要配慮者への対応とともに、コロナ陽性者（濃厚接触者を含む）のための避難所を準備する。避難所等で必要となるパーティションやテント、段ボールベッド、仮設トイレのほか感染症対策用品、健康管理器材、スタッフ防護具の事前準備を徹底し、不十分な市町村に県が支援する。

【教育・保育】

15. 学校や保育園等における感染状況や学級・学年閉鎖について、家庭への情報共有と公表の基準を示す。
16. コロナ禍の特例として、自宅等でのオンライン授業を出席扱いとする。オンライン授業となった児童生徒への学習フォローアップを丁寧に行う。
17. 生活困窮世帯に対する小・中学校の就学援助制度について、国の交付金算定に基づき、適切に対象品目や補助額を拡充するよう市町村に働きかける。
18. 小・中学校の給食について、食材の値上がり等の影響で献立が不十分とならないよう、市町村への補助を実施する。コロナの影響で臨時休業となった際の、給食関連業者への補償を適切に行って事業継続を支援する。
19. 県立高校の生徒1人1台の端末整備にあたり、保護者負担を軽減するとともに、希望者に端末を貸与する。とくに、端末を持たない新3年生がオンライン授業となる場合は、学校の端末を借りやすい環境を整える。

(以上)